

不足額給付 2

(専従者・所得48万円超)

調整給付金(不足額給付分)^(※) 申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

矢吹町長 殿

市区町村
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出された場合、矢吹町において支給要件に該当するかを審査し、支給可否及び支給額を決定します。

【本様式での申請が可能な方】

令和7年1月1日時点で矢吹町に住民票があり、令和6年分所得税額及び令和6年度住民税の所得割額がいずれも0円の方、かつ、令和5年度又は令和6年度に実施された非課税世帯又は均等割のみ課税世帯向け給付金を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、令和5年中及び令和6年中に以下のいずれかに該当する方。

☐ 青色事業専従者 または 事業専従者の方

☐ 合計所得金額が48万円超である方

↑ 該当する方にチェック(✓)をして下さい。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(✓)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円**^(※)が支給されます。
市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には給付金は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の有無を審査するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
令和5年12月1日時点の住所			令和6年1月1日時点の住所
☐ 現住所と異なる住所 → ()			☐ 現住所と異なる住所 → ()
☐ 現住所と同一			☐ 現住所と同一
令和6年6月3日時点の住所			
☐ 現住所と異なる住所 → ()			
☐ 現住所と同一			

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、表面「1. 申請者」の口座とします。)

以下に振込を希望する口座を記入してください。

※振込口座が分かる書類(通帳の写し等)及び本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードの写し等)を添付してください。

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通		
		支店コード	2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、矢吹町役場総務課(電話0248-42-2117)までお問い合わせください。

代理人が申請する場合は、以下の【代理申請を行う場合】に記入してください。

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	性別 男・女	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人現住所 電話 () 署名
	代理人氏名				
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	

提出書類

※提出する書類の□にチェック(✓)を入れてください。

【必ずご提出いただくもの】

☐ 調整給付金(不足額給付分)申請書 ※本書類。必要事項をご記入ください。

☐ 誓約・同意事項(表面)☐ 申請者の氏名・住所など(表面)☐ 振込口座(裏面)※代理人が申請する場合は代理申請の欄☐ 署名(裏面)

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書』の写し(コピー)
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 本人(代理人)確認書類の写し(コピー)
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。

☐ 振込口座を確認できる書類の写し(コピー)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

【青色事業専従者または事業専従者の方にご提出いただくもの】

☐ 『令和5年分および6年分の事業主の所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書』の写し(コピー)等 ※申請者が事業専従者であることを確認できるものをご用意ください。

【令和6年1月2日以降に矢吹町に転入された方にご提出いただくもの】

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書』の写し(コピー)
※ 令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行したものをご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

【署名欄】

本申立ての内容に相違ありません。			
令和	年	月 日	申請者氏名